

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大空町

大空町鳥獣被害防止計画(第5次)

<連絡先>

担当部署名 大空町産業課
所在地 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
電話番号 0152-74-2111
FAX番号 0152-74-3643
メールアドレス

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ウサギ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ハト類（キジバト、ドバト）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	北海道大空町の全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	甜菜	被害金額 21,875千円
		被害面積 22.08ha
	馬鈴薯	被害金額 11,865千円
		被害面積 9.14ha
	小麦	被害金額 2,290千円
		被害面積 4.08ha
	大豆	被害金額 744千円
被害面積 2.35ha		
小豆	被害金額 1,383千円	
	被害面積 1.61ha	
菜豆	被害金額 800千円	
	被害面積 1.60ha	
計	被害金額 38,957千円	
	被害面積 40.86ha	
	駆除数 197頭	
ヒグマ	農作物・生活環境被害	人身事故の恐れ、農作業の遅れ等被害額として算定できない被害 駆除数 1頭
キツネ	甜菜	被害金額 21千円
		被害面積 0.07ha
馬鈴薯	被害金額 10千円	
	被害面積 0.05ha	

	計	被害金額 被害面積 駆除数	31千円 0.12ha 48頭
タヌキ	—	駆除数	0頭
ウサギ	甜菜	被害金額 被害面積	210千円 8.11ha
	大豆	被害金額 被害面積	112千円 0.52ha
	計	被害金額 被害面積 駆除数	322千円 8.63ha 0羽
カラス類	—	駆除数	343羽
ハト類	小麦	被害金額 被害面積	400千円 0.40ha
	大豆	被害金額 被害面積	319千円 0.32ha
	小豆	被害金額 被害面積	741千円 1.04ha
	計	被害金額 被害面積 駆除数	1,460千円 1.76ha 15羽
計		被害金額 被害面積	40,770千円 51.37ha

※ 被害面積及び金額については、町内にある2農業協同組合からの調査報告に基づく。

※ ヒグマによる農作物被害については、シカの被害と併せて集計しているため、正確な面積及び金額は不明。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>市街地を除く全域に出没しており、被害対策として、電気牧柵や爆音機を設置しているが未設置の地域もまだ多く、農作物全般に被害が発生している。出没は、特に甜菜や馬鈴薯畑に多発している。</p> <p>馬鈴薯では、シカの群れの移動による踏み荒らしの被害が多いことと、単収の向上により単位面積当たりの被害額が増えていることが考えられる。</p> <p>また、シカの移動による農地への病虫害拡散が懸念される。</p>
ヒグマ	<p>市街地を除く全域に出没しており、人身事故の恐れや農作業の遅れが発生している。出没は、特に甜菜やデントコーン畑に多発している。</p> <p>近年、出没件数が高止まりで推移している。(R3: 33件、R2: 35件、R1: 36件、H30: 58件)</p> <p>エゾシカ同様、農地出没による病虫害拡散が懸念される。</p>
キツネ	<p>農作物被害のほか、住宅地への出没も多発しており、家庭菜園でも食害が発生している。</p> <p>また、キツネが住宅地を徘徊してフンをまき散らすことで、エキノコックス症の人及び飼いイヌ等ペットへ感染する危険が高まることも懸念される。エキノコックスの駆虫剤を混合したエサの散布により、感染のリスク低減を図っているが、住宅地へのキツネの出没は依然として続いている。</p>
タヌキ	<p>農作物被害のほか、畜舎での目撃情報が寄せられており、感染症による家畜への被害が懸念されている。</p>
ウサギ	<p>補植した直後の甜菜の被害面積が増加傾向にあり、捕獲実績が少ないことから、被害の拡大が予想される。</p>
カラス類	<p>播種期の農作物被害のほか、市街地周辺に多く出没し、時には威嚇、攻撃をしてくるなど住民の安全が脅かされている。また、牛への襲撃による被害も発生している。女満別空港内への飛来により、航空機と接触し、航空機事故が発生する恐れがある。</p>
ハト類	<p>播種期の農作物被害のほか、畜舎内外の配合飼料の被害が発生している。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	備考(軽減率)
エゾシカ・キツネ・ タヌキ・ウサギ・カ ラス類・ハト類	被害金額 40,770千円 被害面積 51.37ha	被害金額 32,616千円 被害面積 41.09ha	被害の20%削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会の協力を得て、銃器及び箱わなによる捕獲を実施している。 ① シカ：銃器、くくりわな ② ヒグマ：銃器、箱わな(8基) ③ キツネ、タヌキ、ウサギ：銃器、箱わな(8基) ④ カラス類：銃器、箱わな(3箇所) ⑤ ハト類：銃器 ・ 平成24年度より鳥獣被害防止総合対策事業を導入 ・ 平成25年度より鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を導入 ・ 捕獲鳥獣の処理方法は、一般廃棄物最終処分場・焼却処分場及び北見農協連オホーツク地域化製場において埋設及び焼却している。また、民間の食肉センター等においてシカ肉の有効活用として処理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員の高齢化が進み、捕獲担い手が不足しているため、担い手の確保が急務である。 ・ ヒグマ出没増加の背景には、頻りに人間の活動領域に出没する「問題個体」の増加が起因している。ヒグマの生態調査・分析により問題個体を的確に把握し駆除すること、野外でのゴミの適正な管理や農地への電気牧柵設置等により問題個体の増加を防ぐことが課題となる。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東藻琴地区は、平成10年度に畜産再編総合対策事業と農業生産体制強化総合推進対策事業及び平成11年度には新山村振興等農林漁業特別対策事業により総延長36.5kmの鹿防護柵を設置しており、平成30年度から令和4年度の5年間で「東藻琴地区中山間地域農業農村総合整備事業」により30.8kmの防護柵の更新を行った。 ・ 女満別地区は、平成14年度に農業生産総合対策事業と平成18年度単独事業により総延長24.2kmの防護柵を設置しており、近年は多面的機能直接支払制度を活用して維持管理・補修をしている。 ・ 一部の農家では、かかし、爆音機、電気牧柵等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期間の積雪及び倒木による防護柵の破損が多く、維持管理費用の負担が大きい。また、老朽化した防護柵の更新も必要である。 ・ 防護柵は、ヒグマに対して効果が薄い。 ・ 電気牧柵未設置の農地被害が多い。

(5) 今後の取組方針

対象鳥獣の捕獲については、引き続き関係機関で構成する大空町鳥獣被害防止対策協議会において、被害防止に向けた効果的な捕獲対策を実施する。

また、有害鳥獣による農作物被害、人的被害の対応策として有害鳥獣を捕獲するために、必要なハンターの新規掘り起こしと人材育成の取組を実施する。なお、エゾシカ対策については既存の防護柵の適正な維持管理を行うとともに、新たな対策の必要がある場合は、囲いわなの設置も含めて検討を進め、被害の防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・大空町鳥獣対策実施隊を中心に、大空町鳥獣被害防止対策協議会が計画する一斉駆除などの捕獲を実施する。
- ・緩衝帯の整備により、鳥獣が寄り付かない環境の実現に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・ウサギ・カラス類・ハト類	・箱わな、くくりわなの設置 ・注意喚起看板の設置 ・狩猟免許取得に要する費用の助成 ・猟友会会員の人材育成に要する経費の助成
令和6年度	〃	〃
令和7年度	〃	〃

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

北海道鳥獣保護事業計画を踏まえて、過去の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	300頭	300頭	300頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
キツネ	70頭	70頭	70頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
ウサギ	10羽	10羽	10羽
カラス類	390羽	390羽	390羽
ハト類	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣の被害状況に応じて銃器及び箱わな等による捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p>捕獲予定場所は町内一円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカ 銃器による捕獲（4月～10月）、くくりわなの設置 ・ヒグマ 銃器による捕獲（4月～11月）、箱わなの設置 ・キツネ 銃器による捕獲（4月～3月）、箱わなの設置 ・タヌキ 銃器による捕獲（4月～3月）、箱わなの設置 ・ウサギ 銃器による捕獲（4月～9月）、箱わなの設置 ・カラス類 銃器による捕獲（4月～3月）、箱わなの設置 ・ハト類 銃器による捕獲（4月～3月）

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・東藻琴地区では、東藻琴地区中山間地域農業農村総合整備事業により既存の防護柵（総延長36.5kmのうち、平成30～令和4年度整備箇所30.8 km）の更新を行い、今後はエゾシカ侵入防止フェンス管理組合にて定期的な補修整備を行う。 ・女満別地区では、多面的機能直接支払事業により定期的な補修整備を行う。（総延長24.2km） 		

(2) その他被害防止に関する取組

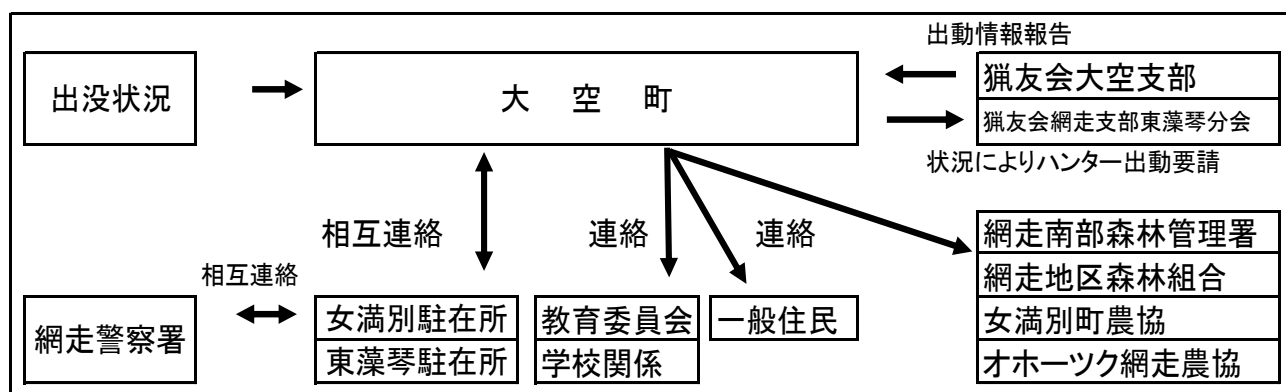
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・ウサギ・カラス類・ハト類	・既設防護柵の維持管理を行う。 ・地域において、関係機関と連携し鳥獣被害防止方法等の普及啓発を推進する。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大空町	情報収集及び発信
網走警察署	出没現場整理、緊急時対応
女満別町農業協同組合	被害状況の調査・把握及び組合員への情報提供
オホーツク網走農業協同組合	被害状況の調査・把握及び組合員への情報提供
北海道猟友会大空支部	対象鳥獣の捕獲駆除及び捕獲員の統括
北海道猟友会網走支部東藻琴分会	対象鳥獣の捕獲駆除及び捕獲員の統括
網走南部森林管理署	国有林内作業員への連絡

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大空町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
大空町	協議会の運営、被害防止施策の実施、被害状況の把握、関係機関との全体調整、防止計画策定、情報提供
女満別町農業協同組合	被害防止施策の実施、被害状況の把握、情報提供
オホーツク網走農業協同組合	被害防止施策の実施、被害状況の把握、情報提供
北海道猟友会大空支部	被害防止施策の実施、有害鳥獣捕獲
北海道猟友会網走支部東藻琴分会	被害防止施策の実施、有害鳥獣捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
オホーツク総合振興局環境生活課	総合的な鳥獣対策の実施（捕獲許可を含む）
網走南部森林管理署	国有林における被害防止対策、連絡調整、情報提供
網走地区森林組合	民有林内における被害状況把握、情報提供
網走警察署	住民の安全対策（ヒグマ対応等）
女満別鹿柵管理組合	鹿防護柵施設維持管理
エゾ鹿侵入防止フェンス管理組合	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大空町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を効果的に実施し、鳥獣による農林業被害の軽減を図るため、大空町鳥獣被害対策実施隊を平成25年4月に設置。

大空町職員並びに北海道猟友会大空支部会員及び北海道猟友会網走支部東藻琴分会員の中から大空町長が指名又は任命し、協議会と連携した捕獲に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ヒグマ等の出没情報に関する連絡体制を整備し、迅速な対応を行う。

また、隣接町との情報交換により正確な行動状況の把握に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカについては、一般廃棄物最終処分場及び北見農協連オホーツク地域化製場、民間の食肉センター等にて処分する。また、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合に限り、生態系に影響を与えないよう適切な方法で現地に埋設する。

ヒグマについては、内臓の一部等を北海道環境科学研究センターへ試料提供を行う。その他の鳥獣については、一般廃棄物最終処分場・焼却処分場にて処分する。

施設別処理頭数（エゾシカ）					
年 度	合 計	北見農協連 オホーツク 地域化製場	一般廃棄物 最終処分場	民間の食肉 センター等	その他（自家 消費等）
令和5年度	300	220	10	20	50
令和6年度	300	220	10	20	50
令和7年度	300	220	10	20	50

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

大空町は、エゾシカの捕獲頭数が少なく、年によってばらつきがあることから、加工施設を持たず、近隣の食肉加工施設に搬入することで、エゾシカの食品としての利活用を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

現在計画対象となっていない鳥獣による被害が発生した場合、被害の把握、被害防止対策の方法等を協議会において検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用に努める。